

# **適正受診リーフレット作成業務公募要領**

2019年4月

**熊本県後期高齢者医療広域連合**

## 1. 趣旨

この要領は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が委託する適正受診リーフレット（以下「リーフレット」という。）の作成業務にあたり、その受託者を決定するための公募及び選定の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## 2. 定義

この要領において、「公募及び選定の手続き」とは、関係事業者の参加意欲を反映し、技術適性を正確に把握するため、あらかじめリーフレットの概要及び参加資格を公表し、業務の受託を希望する関係事業者から関係書類の提出を求め、書類審査及び評価等を行うことで、当該業務に最も適した提案者を選定する手続きをいう。

## 3. 業務の内容

- (1) 適正受診リーフレットの作成印刷
- (2) 部数の仕分け納品（県内市町村及び熊本県後期高齢者医療広域連合）  
(※リーフレットの規格、作成部数、納品先等は別紙「適正受診リーフレット作成業務仕様書」のとおり。)

## 4. 契約期間

契約締結日から2019年6月21日（金）まで

## 5. 業務の基本的考え方

- (1) このリーフレットは、後期高齢者の医療費適正化への意識啓発を目的として作成する。
- (2) 「適正受診」、「適正服薬」、「ジェネリック医薬品普及啓発」、「健康診査受診勧奨」等に関する記載内容を、後期高齢者へ分かりやすく伝えるものでなければならない。

## 6. 公募の条件

- (1) 提案者の資格
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
  - イ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに市町村税に未納がない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く）
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること
  - エ 国の機関及び熊本県の指名停止措置を受けていない者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成25年法律第94号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団関係者でないこと
  - カ 過去に後期高齢者医療広域連合または自治体における適正受診リーフレット作成業務を受託した実績がある者

## 7. 提案手続き

### (1) 提案方法

提案書類に示すすべての書類の提出をもって本公募に提案したものとする。

### (2) 提案書類作成に関する質疑応答

受付期間：2019年4月12日（金）午後5時まで

提出方法：電子メール（koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp）

様式：任意（ただし、件名は、「適正受診リーフレット作成業務の公募に関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること）

回答方法：質問者に対してメールにて回答する。また、質問への回答はこの要領の追加または訂正とみなす場合があるものとする。

## 8. 提案書類

以下のすべての書類とする。

提出書類名		部数	内容等	備考
1	参加申請書	1	下記（1）～（7）を参照すること。	別紙様式1
2	リーフレット原案（見本）	2		
3	見積書 ※税抜き金額	1		様式任意 A4判
	4	印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績		1
5	会社概要調書	1		別紙様式2
6	役員等名簿及び照会承諾書	1		別紙様式3
7	納税証明書（市町村民税・県税・国税）	1		提出日を基準に3ヵ月以内に発行されたもの（写しでも可）

### (1) 参加申請書（別紙様式1）

- ・ 適正受診リーフレット業務公募要領「別紙様式1 参加申請書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

### (2) リーフレット原案

- ・ 別紙「仕様書」を参照のうえ、リーフレット原案（見本）を作成すること。
- ・ 文字原稿を含むすべての原稿（イラスト等含む）を作成すること。

### (3) 見積書（様式任意）

- ・ 別紙「適正受診リーフレット作成業務仕様書」を参照のうえ、見積書を作成すること。
- ・ 見積書の提案上限金額は570,000円（消費税額等除く）とし、提案上限金額を超える見積り金額の提示があった場合は失格とする。

- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額（いわゆる税抜き金額）を記入すること。※課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
  - ・ 見積金額は、納品までの配送代も含めて積算を行い、委託期間中の費用に係る見込み額とする。また、積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
  - ・ 数量、1部当たりの単価、消費税額等がわかるような記載をすること。
  - ・ 宛名は「熊本県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 大西一史」宛とし、代表者印を押印すること。
- (4) 印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績（様式任意）
- ・ 参加申請をする事業所の印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績を5件まで記載すること。（※受託業務名、受託業務の内容、業務受託期間、数量、金額、契約先等を記載すること。後期高齢者を対象とした適正受診リーフレット作成の実績がある場合は、その実績を優先的に記載すること。）
- (5) 会社概要調書（別紙様式2）
- ・ 適正受診リーフレット作成業務公募要領「別紙様式2 会社概要調書」に必要事項を記入のうえ提出すること。
- (6) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式3）
- ・ 適正受診リーフレット作成業務公募要領「別紙様式3 役員等名簿及び照会承諾書」に必要事項を記入のうえ提出すること。
- (7) 納税証明書
- ・ 市町村民税・県税・国税の納税証明書等、滞納がないことを確認できる書類を提出すること。（熊本県内に営業所等ない場合は、本社所在地等の滞納がない旨を確認できる書類）

## 9. 提案書類等の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限：2019年4月17日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
 郵送の場合は、提出期限までに到着したもの。  
 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- (3) 提出先：熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 保健事業班  
 〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号  
 熊本県市町村自治会館内 2階  
 TEL：096-368-6777 FAX：096-368-6577
- (4) その他
- ア 提案書類については、必要に応じて聞き取り調査を実施する場合がある。
  - イ 提案書類の作成、提出、聞き取り調査に係る経費は、提案者の負担とする。
  - ウ 提案書類の返却は行わない。
  - エ リーフレット原案の提案は、1者につき1案までとする。
  - オ この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者が協議のうえ定めるものとする。

## 10. 審査及び選定について

### (1) 選定方法

提案者からのプレゼンテーション等は実施せず、参加資格があると認められる適切な1者（以下「優秀提案者」という。）を決定する。

提案書類等をもとに、適正受診リーフレット作成業務優秀提案者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、総合的な評価を行い、最も適切な1者（以下「優秀提案者」という。）を決定する。

### (2) 評価項目

ア 制作スキル（視覚的印象、レイアウト及びデザイン、実用性、創意工夫）

イ 信頼性（業務実績等）

ウ 見積金額

### (3) 結果の通知

事業者の選定後、すべての提案者に対し結果を通知する。

### (4) その他

審査結果に対する異議は一切受け付けない。

## 11. 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても選定委員会で審査し優秀提案者とするかを決定する。

また、優秀提案者とならなかった場合、又は提案者がいない場合は再度公募を実施するものとする。

## 12. 失格条項

提案者が次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

(1) 提案書類の提出期限に遅れること。

(2) 審査結果に影響を与えるよう、故意に工作すること。

(3) 提案書類等に虚偽の事項を記載すること。

(4) その他適正な審査を妨害すること。

## 13. その他

### (1) 契約金額

消費税等を除く契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

### (2) 契約の締結

選定した優秀提案者と広域連合とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、再度見積書を徴し、契約を締結する。仕様の内容は、提案された内容が基本となるが、優秀提案者と広域連合との協議により最終的に決定する。

なお、選定した優秀提案者と広域連合との間で行う仕様の内容について協議が整わなかった場合には、審査結果において評価が次に高い提案者と協議を行う。

### (3) 著作権等

ア 広域連合は、今回の業務によって制作される成果物（リーフレット）をホームページへ掲載できるものとする。

イ 著作権等は、著作権法第15条第1項及び同法第17条の規定により、作成事業者に帰属するものとする。ただし、広報のために市町村が発行する広報誌やホームページへの転載は、出典元を記載することにより可能とする。

ウ 本作成業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

## 14. スケジュール

2019年4月8日（月）	公募開始 本広域連合は、この要領を公告（広域連合掲示板へ掲示）及び公表（本広域連合ホームページ掲載）する。参加者は提案書類等を提出期限日までに提出することとする。
2019年4月12日（金）	質問受付期限
2019年4月17日（水）	提案書類等提出期限
2019年4月18日（木） ） 2019年4月25日（木）	優秀提案者の選定及び決定
2019年5月 上旬	最終仕様の決定、優秀提案者から再見積り 契約締結
2019年5月 中旬	第1回校正
2019年5月 下旬	第2回校正 校正は原則2回とするが、作成状況に応じ、契約期間内での再校正を行う場合があるものとする。
2019年6月 上旬	リーフレット内容の最終確認 リーフレットの印刷
2019年6月 中旬	仕分け及び指定する納入場所への納品期限
2019年6月 中旬	業務完了報告（納品確認）

## 別紙様式1

# 参加申請書

熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する適正受診リーフレット作成業務の公募に提案書類を添えて参加を申請します。

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

(提案者)

〒

住所

商号又は名称

代表者

印

(連絡先担当者)

所属

氏名

TEL

FAX

E-mail

## 別紙様式2

## 会社概要調書

フリガナ	
商号又は名称	
設立年月日	

## 1. 本社

所在地	〒		
代表者職・氏名			
電話番号		FAX番号	

総従業員数			
総事業所数			
熊本県内の事業所の有無	本社 有・無	支社・支店	有・無
資本金			
主な事業内容			

## 2. 連絡先

所在地	〒		
所属部署名		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

## 役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大 西 一 史 様

住 所  
商号又は名称  
代表者 印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役 職	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住 所

- ※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。
- ※ 本承諾書の作成にあたっては、裏面（別紙様式3）を両面印刷すること。

(別紙様式3裏面)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。

- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
  - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 個人については、その者
  - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
    - ア 支配人をおく場合は、支配人
    - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
  - (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人

- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

# 仕 様 書

## 1 業務名

適正受診リーフレット作成業務

## 2 目的

医療機関における適正受診に係る普及啓発を行うことにより、医療費適正化に資することを目的とする。

## 3 内容

- ①「適正受診」、「適正服薬」、「ジェネリック医薬品普及啓発」、「健康診査受診勧奨」等の記事を記載したリーフレットの作成・印刷
- ②市町村毎に部数を分け、送付
- ③納品時にホームページに掲載可能なレイアウトのデータファイル（PDF形式）を提供すること

## 4 業務作業工程表

時 期	業 務 内 容
2019年5月 上旬	①打合せ
2019年5月 中旬	②第1回校正打合せ
2019年5月 下旬	③第2回校正打合せ 校正は原則2回とするが、作成状況に応じ、契約期間内での再校正を行う場合があるものとする。
2019年6月 上旬	④リーフレット内容の最終確認
	⑤リーフレットの印刷
2019年6月 中旬	⑥市町村毎に仕分け・納品
2019年6月 中旬	⑦業務完了報告（納品確認）

## 5 納入期日

2019年6月21日

## 6 納入場所

熊本県後期高齢者医療広域連合の指定する場所

※納品場所、数量については別紙「適正受診リーフレット納品場所及び部数」のとおり

## 7 検査期日

2019年6月21日

8 業務作業内容と役割分担

作業内容	役割分担	
	広域連合	受託者
①打合せ	○	○
②第1回校正打合せ	○	○
③第2回校正打合せ	○	○
④色校正打合せ	○	○
⑤リーフレット内容の最終確認		○
⑥市町村毎に仕分け・納品		○
⑦業務完了報告（納品確認）	○	○

9 規格及び部数

項目	内 容
記載すべき 主な内容	①「適正受診」、「適正服薬」、「ジェネリック医薬品普及啓発」、「健康診査受診勧奨」、「生活習慣の見直し」等の記事を記載したリーフレットの作成・印刷 ②市町村毎に部数を分け、送付 ※別紙原案を参考とすること
版 型	B6変形判等長形3号の封筒に封入できるもの
色 数	4c/4c
頁 数	2ページ（1枚に両面印刷）
紙 質	マットコート 62.5kg、コート四六判90kg相当のもの
重 量	10g内
部 数	別添「適正受診リーフレット納品場所及び部数」のとおり

10 その他

- ・ 成果物は熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する。
- ・ 成果物の広報等のために広域連合及び市町村が作成する広報誌やホームページ等への転載は、出典元を記載することにより可能とすること。
- ・ 業務完了報告に先立ち、広域連合から市町村へ成果物の受領の確認を行うため、作成事業者は市町村への発送時期を前もって広域連合に連絡すること。
- ・ 業務完了報告の際、市町村への納入が確認できるもの（送り状の写し等）を添付すること。
- ・ 参考として、昨年度納品リーフレットを添付。

(参考) 昨年度作成分

### あなたの生活習慣を見直しましょう!

健康づくりのポイントは、栄養・運動・口のケアの3つがバランスよく実践することです。からだがリズムが正常に保たれ、脳筋や骨格のリズムを覚えます。

**栄養**

朝食・昼・夜と規則正しいバランスよく食事をとることです。からだのリズムが正常に保たれ、脳筋や骨格のリズムを覚えます。

**運動**

毎日の外出先へ出る(階段も利用を)。

**口のケア**

毎日の歯の手入れを行いましょう(歯みがきや入れ歯の手入れ)。

### いつまでもいきいきと暮らすために健康診査を受けましょう!

健康を維持するためのポイント

- 1 1年に1回は必ず健康診査を受けましょう。自分の今の健康状態を知ることができま。
- 2 再検査や精密検査の必要があれば必ず受けましょう。疾病の早期発見、早期治療につながり、医療の重要性を知ることが出来ます。
- 3 自分の健康結果の内容を把握しておきましょう。健康の保持、増進のため、生活の改善をはかるきっかけとなります。

健康診査の時間・お申込の手続きは、お住まいの市町村の健康診査担当課までお問い合わせください。

熊本県後期高齢者医療広域連合

### 後期高齢者医療制度 見直しましょう お医者さんのかかり方 & 薬のもらい方

安心して医療が受けられるように

はなつ ジェネリック医薬品情報

### 適正受診の3つのポイント

- 1 考えましょう 休日・夜間の受診
 

休日や夜間などの時間外受診は、緊急性の高い患者の治療に支障をきたしたり、医師の負担が増え、医療費も割増料金で高く存ります。

**時間外加算とは**

時間内に受診すると、通常の受診の他に、休日や夜間などの時間外加算料がかかります。たとえば、診療時間外受診は初診だと50円、再診だと60円が加算されます。休日なら初診2,500円、再診1,500円、深夜(午後10時~午前0時)なら初診4,800円、再診2,400円が加算されます。

**時間外受診を避けるには**

  - 知 日ごろから、自分や家族の健康状態を把握しておきましょう。
  - 調 医師を頼ったときのアドバイスを、事前にかかりつけ医から受けておきましょう。
  - 心の 体調がすぐれない場合などは、なるべく時間外のうちに受診しておきましょう。
- 2 やめましょう 同じ症状の重複受診
 

医師の診察が済んでいない、症状がよくなるまで、同じ病状で複数の医療機関を受診することを「重複受診」といいます。

**重複受診の心配な点**

重複受診をすると、再度診察料や検査料を払うこととなります。また、重複する検査や処置により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配もあります。

**重複受診を避けるには**

  - 相談 気になることはまずかかりつけ医に相談しましょう。
  - 紹介 専門医を相談したい場合は、かかりつけ医に紹介してもらいましょう。
  - 報告 紹介を要するほどの医療機関を受診する場合は、かかりつけ医へ報告し、きちんと報告し戻しましょう。
- 3 もらいすぎでは? その薬
 

「たくさん薬をもらわないと不安」という人がいます。医師の診察と処方箋を依頼しましょう。

**薬のもらい方を見直しましょう**

医師に頼んで、たくさん処方してもらったけれど、薬が使い切れないまま残っているということがあります。薬が余っている場合は医師や薬剤師に相談しましょう。

**薬と上手につきあうには**

  - 調 使用期限や保管方法の指示などを守り、きちんと管理しましょう。
  - 調 服用しているときは医師や薬剤師に相談し、正しく使用しましょう。

---

### 健康管理 かかりつけ医・かかりつけ薬局がパートナー

「かかりつけ医」とは、日常的な診療や健康管理してくれる身近な医師のことです。病状などを把握したうえで、細やかな対応をしてくれるので信頼関係が築きやすく、診療への不安からの重複受診などを避けることができます。

また、かかりつけ医は、介護サービスを利用する場合にも「主治医の意見書」の提出という大切な役割を担ってくれます。

**かかりつけ医のメリット**

- 1 待ち時間が短い
 

大病院に比べ、比較的待ち時間が短く、受診の手続きも簡単です。
- 2 これまでの病歴を知っている
 

病歴や体質、健康状態などを継続的に把握しているので、適切な対応をしてくれます。
- 3 相談しやすい
 

気になることがあれば気軽に相談できます。また、健康結果を報告すれば生活習慣改善などのアドバイスをしてくれます。
- 4 専門医を紹介してもらえます
 

精密検査や高度な医療が必要なときは、専門医を紹介してもらえます。

**かかりつけ医を待ちましょう**

患者の話をよく聞いて、病状のことや治療内容、投与した薬などわかりやすく説明してくれる、信頼できるかかりつけ医を身近に見つけ、健康管理の心強い味方になってもらいましょう。

**インフォームドコンセントを大切に**

「インフォームドコンセント(お医者さんに十分な説明と患者の同意を得たうえで医療を行うこと)」にもとづき、受診の不安や疑問を解消したうえで、治療の選択肢を自ら決め、納得のいくまでお医者さんと話し合ってください。

### ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、同じ成分の先発医薬品(新薬)の特許が切れた後、有効成分、剤形、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売される医薬品です。ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担を減らし、医療費の節約にもつながります。

**ジェネリック医薬品のメリット**

- 費用が安い
 

ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べて1割程度安い場合があります。
- 薬剤師にやさしい
 

ジェネリック医薬品は、1市販で薬剤師に相談しやすくなります。
- お試し調剤から始められます
 

お試し調剤(分封調剤)を希望すれば、処方された薬の短期分だけをジェネリック医薬品に切り替え、試用した後、再度お医者さんと話し合ってから切り替えることができます。

**ジェネリック医薬品を利用するには**

ジェネリック医薬品への変更を医師や薬剤師に相談しましょう。「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して希望を伝えることができます。

●ジェネリック医薬品の特長や疑問、注意事項、薬剤師からの説明を必ず聞きましょう。

●すべての薬品(ジェネリック医薬品・先発医薬品)の調剤は、必ず薬剤師が行う必要があります。

平成31年度 適正受診リーフレット納品場所及び部数

No.	市町村	必要部数	納品場所			
			課名	郵便番号	住所	電話番号
1	熊本市	7,500部	国保年金課後期高齢者医療班	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2290
2	八代市	500部	国保ねんきん課	866-8601	八代市松江城町1-25	(0965) 33-4490
3	人吉市	450部	保険年金課	868-0072	人吉市西間下町118-1	0966-22-2111(1225)
4	荒尾市	50部	保険介護課	864-8686	荒尾市宮内出目390番地	0968-63-1420
5	水俣市	400部	市民課(年金医療保険係)	867-8555	水俣市陣内1丁目1番53号	0966-61-1633
6	玉名市	800部	保険年金課	865-8501	玉名市岩崎163番地	0968-75-1117
7	山鹿市	0部	国保年金課	861-0592	山鹿市山鹿987番地3	0968-43-1576
8	菊池市	0部	健康推進課	861-1392	菊池市隈府888番地	0968-25-7218
9	宇土市	500部	市民保険課	869-0492	宇土市浦田町51番地	0964-22-1111
10	上天草市	400部	健康づくり推進課	861-6192	上天草市松島町合津7915-1	0969-28-3375
11	宇城市	700部	市民課(高齢者医療係)	869-0592	宇城市松橋町大野85番地	0964-32-1417
12	阿蘇市	200部	ほけん課	869-2695	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	0967-22-3145
13	天草市	1,100部	国保年金課	863-8631	天草市東浜町8番1号	0969-23-1111
14	合志市	600部	保険年金課	861-1195	合志市竹迫2140番地	096-248-1275
15	美里町	140部	健康保険課 保険年金係	861-4492	下益城郡美里町馬場1100番地	0964-46-2113
16	玉東町	100部	町民福祉課	869-0303	玉名郡玉東町木葉759番地	0968-85-3183
17	南関町	150部	福祉課	861-0898	玉名郡南関町大字関町1316	0968-57-8503
18	長洲町	300部	福祉保健介護課	869-0198	玉名郡長洲町大字長洲2766番地	0968-78-3139
19	和水町	100部	税務住民課	865-0192	玉名郡和水町江田3886番地	0968-86-5723
20	大津町	300部	健康保険課	869-1292	菊池郡大津町大字大津1233番地	096-293-3114
21	菊陽町	400部	健康・保険課	869-1192	菊陽町久保田2800番地	096-232-4912
22	南小国町	70部	町民課	869-2492	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地	0967-42-1113
23	小国町	200部	福祉課	869-2592	阿蘇郡小国町宮原1567-1	0967-46-2116
24	産山村	50部	住民課	869-2703	阿蘇郡産山村大字山鹿488-3	0967-25-2212
25	高森町	100部	健康推進課 国民健康保険係	869-1602	阿蘇郡高森町大高森2168番地	0967-62-1111
26	西原村	30部	保健衛生課	861-2492	阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-4389
27	南阿蘇村	200部	健康推進課	869-1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1	0967-67-2704
28	御船町	250部	町民保険課	861-3296	上益城郡御船町大字御船995番地1	096-282-1113
29	嘉島町	90部	町民課	861-3192	上益城郡嘉島町大字上島530	096-237-2574
30	益城町	0部	住民保険課	861-2295	上益城郡益城町木山594	286-3113
31	甲佐町	0部	住民生活課	861-4696	上益城郡甲佐町大字豊内719-4	096-234-1113
32	山都町	300部	健康ほけん課	861-3592	上益城郡山都町浜町6	0967-72-1295
33	氷川町	200部	町民課	869-4814	八代郡氷川町島地642番地	0965-52-5851
34	芦北町	0部	住民生活課	869-5498	葦北郡芦北町大字芦北2015	0966-82-2511(141)
35	津奈木町	20部	ほけん福祉課	869-5692	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123	0966-78-3115
36	錦町	100部	健康保険課	868-0302	球磨郡錦町大字一武1587	0966-38-1113
37	多良木町	100部	健康・保険課	868-0595	球磨郡多良木町大字多良木1648番地	0966-42-1255
38	湯前町	100部	税務町民課	868-0621	球磨郡湯前町1989番地1	0966-43-4111
39	水上村	50部	保健福祉課	868-0795	球磨郡水上村大字岩野90	0966-44-0313
40	相良村	100部	保健福祉課 国保係	868-8501	球磨郡相良村大字深水2500番地1	0966-35-1032
41	五木村	100部	保健福祉課	868-0201	熊本県球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2214
42	山江村	30部	健康福祉課	868-8502	球磨郡山江村大字山田甲1356-1	0966-24-1700
43	球磨村	30部	健康衛生課	869-6401	球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	0966-32-1139
44	あさぎり町	200部	健康推進課	868-0408	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	0966-45-7216
45	苓北町	100部	福祉保健課	863-2503	天草郡苓北町志岐660番地	0969-35-1111
46	広域連合	1,890部	事業課	862-0911	熊本市東区健軍2丁目4-10	096-368-6777
	計	19,000部				